

令和6年度 野木町地域おこし協力隊（会計年度任用職員）募集要項

1 募集の目的

野木町地域おこし協力隊設置要綱に基づき、野木町の魅力発信や移住・定住の促進、及び空き家の利活用促進業務を行う地域おこし協力隊の募集を行います。

2 主な活動内容

| | | |
|---|--|----|
| 1 | 移住・定住の促進に関する活動 ・野木町の魅力の掘り起こし及び観光等の情報発信 ・移住者促進イベントの参加や企画・運営 | など |
| 2 | 空き家の利活用に係る活動 ・空店舗等を利活用した事業案の企画、実施 | など |
| 3 | 空き家バンクの運営に係る活動 ・野木町空き家バンクの物件登録の促進 ・空き家所有者との相談対応 | など |
| 4 | その他、 ・毎月の活動報告書の提出、年間報告書の作成 | など |

3 応募の条件

| | |
|---|---|
| 応募資格 (応募する 全ての方が 満たす必要 がありま す) | <ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏をはじめとする都市地域等(※)に現に住所を有する方 ・採用後、生活の拠点を野木町に移すとともに、任用の日以降速やかに野木町に住民票を異動することができる方 ・任期終了後も野木町に居住する意向のある方 ・地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事由に該当しない方 ・普通自動車運転免許を有している方 ・パソコンの一般的な操作及びSNSの活用ができる方 <p>※三大都市圏をはじめとする都市地域等 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県または指定都市の「過疎、山村、離島、半島等の地域(条件不利地域)」に該当しない地域</p> |
| 求める人物 像 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生、地方活性化に関心がある方 ・空き家や遊休不動産等の利活用に興味がある方 ・地域住民や施設利用者と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・人と接することが好きで、人の話に真摯に耳を傾けられる方 ・野木町に定住してプロジェクトを継続する意思がある方 ・起業を目指し、本町と共に意欲的に取り組む意思がある方 |

4 採用予定人数

1名

5 雇用形態

野木町の会計年度任用職員（パートタイム）として野木町長が任用します。

採用期間は、令和6年度の採用日から令和7年3月31日までとします。ただし、年度ごとに再度任用の可否を判断し、最大2回再度任用する場合があります。

6 報酬：168,000円／月（1、2年目）

170,419円／月（3年目）

諸手当：期末・勤勉手当（6月、12月）

1年目 任用日による

2年目 742,560円（6月・12月の合計額）

3年目 749,686円（6月・12月の合計額）

ほか、通勤手当、時間外手当があります。

※報酬、期末手当は在職期間、勤務時間、人事院勧告等で変動します。

7 勤務条件

| | | |
|---------|--|---|
| 勤務地 | ・主に野木町内とします。 ・デスクは野木町役場 政策課に設置予定です。 ・研修等のため野木町外で活動をする場合もあります。 | |
| 勤務時間 | 8:30～17:00（うち休憩1時間） | |
| 活動日数 | 1週間あたり週5日（37時間30分）程度 | |
| 休日・休暇 | 土曜日、日曜日、祝日 ・イベントや研修等で休日出勤等が発生する可能性があります、その場合は別日に振替となります。 ・年次有給休暇を利用することができます。 ※初年度の休暇の日数は任用日により変動します。 同勤務体制の場合、2年目11日、3年目12日となります。 ・年次有給休暇以外の休暇（特別休暇等）を利用することができます。 | |
| 待遇・福利厚生 | 住居 | ・町が借り上げた住居を貸与します。 ・住居に係る光熱水費等は自己負担とします。 ・引っ越し旅費や転居に係る費用については自己負担とします。 |
| | 活動経費 | ・活動に使用する車両は町が用意します。（燃料費についても町が負担） ・事務用として必要なパソコンは貸与されます。（持ち出し不可） |

9 任用時期

令和6年10月1日以降（町と内定者にて相談の上決定）

10 担当課

野木町 総合政策部 政策課 移住定住促進班

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林 571

TEL 0280-57-4178（平日 8:30～17:15）

FAX 0280-57-4190

Mail seisaku@town.nogi.lg.jp